

# 八王子市立石川中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
- いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
- 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
- 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
- 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

### 八王子市立石川中学校 学校いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
- ・いじめの加害生徒を含む全校生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- ・いじめの被害生徒を徹底して守り通す。
- ・学校いじめ対策委員会を中心に教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- 令和8年度の重点項目・道徳教育等の充実・未然防止や早期発見のための措置・SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・全教員が「学校いじめ防止基本方針」に示された内容をしっかりと共有し把握する。
- ・生徒たちの自己肯定感を育み、自尊感情をもてるよう適切な指導を行い、日常の授業から生徒同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を多く設定していく。
- ・保護者への「子ども見守りシート」の活用についての周知を一層徹底する。

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 11時45分から
- 構成員 校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭
- ※生活指導主任（主幹教諭）が学校いじめ対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

- ①いじめの情報の発見  
※いじめられた生徒を守る・学校いじめ対策委員会の招集（管理職報告）
- ②正確な実態把握  
※当事者双方、周囲の生徒から聞き取り・教職員の情報共有
- ③指導体制、方針の決定（必要に応じ、関係機関と連携）
- ④生徒への指導・支援、保護者との連携
- ⑤その後の対応（見守り）

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 6日 配慮を要する生徒の共通理解
- 7月 1日 「重大事態の理解と対応」※いじめ総合対策活用
- ・早期発見・初期対応含む
- 1月13日 「いじめへの組織的な対応」
- ・小中一貫連携教育の日に情報交換

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- ①道徳
- ②総合的な学習の時間  
ソーシャルスキルトレーニング等
- ③学級活動
- ④体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等に向けた取り組み
- ⑤生徒会本部や学級委員会の企画による道徳

### SOSの出し方に関する授業

- ①生徒向けアングーマネジメント研修
- ②道徳
- ③セーフティ教室
- ④スクールカウンセラーによる1年生対象全員面接
- ⑤いじめアンケート毎月実施

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校集会での校長による「命の講話」（絵本の読み聞かせ）
- ②赤ちゃんふれあい事業
- ③がん教育
- ④共通テーマによる道徳全体指導

### 児童の自己肯定感を高める取組

- ①QUの実施・活用
- ②生徒会活動・学級活動の充実
- ③体育大会・合唱コンクール・校外学習・宿泊行事等に向けた生徒同士の話し合い活動
- ④部活動

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。